

苫小牧市認知症地域支援・ケア向上事業 認知症カフェ運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の人の家族の介護の負担の軽減を図るため、地域の実情に応じて、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集う苫小牧市認知症ケア向上推進事業 認知症カフェ（通称ほっとカフェ）の運営事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 認知症カフェの実施主体は、次に掲げる条件を満たす者とする。

次の(1)又は(2)に該当し、(3)から(5)までの全てを満たすこと

- (1) 認知症の人やその家族への支援を行っている市内の市民活動団体
- (2) 認知症ケアの経験のある専門職（看護師、介護福祉士等）の資格を有する者1名以上の人員確保が可能である団体
- (3) 認知症カフェの目的を理解し仕様書や実施計画に合わせ事業展開できる団体
- (4) 参加者の安心・安全を確保できる団体
- (5) 以下の項目を活動の目的としない団体
 - ア 営利活動
 - イ 政治又は宗教の布教
 - ウ 特定の団体、又は個人のみの利益への寄与

(補助金の交付要件)

第3条 補助の対象者は次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 別紙仕様書に添い運営可能な団体（以下「運営団体」という。）
- (2) 苫小牧市認知症カフェ（ほっとカフェ）を開設している団体、又は申請日から1か月以内に新たに開設可能な団体
- (3) 認知症カフェの運営等について市等から他の補助金などの交付を受けていない団体
- (4) 暴力団又は暴力団員の統制下ではない団体

(補助金の額)

第4条 補助の対象は、原則としてカフェ運営の際に係る諸経費とし、1か所につき10万円を限度として、予算の範囲内で交付する。また、補助金の額に、千円未満の端数がある時は、当該端数を切り捨てた額とする。ただし、次の各号に上げるものは交付対象経費としない。

- (1) 特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する経費
- (2) 交付対象団体の構成員による会合や参加に係る飲食費
- (3) その他市長が適当でないと認める経費

(交付申請)

第5条 補助の対象者は、当該年度のうち認知症カフェを開始する10日前までに申請書（第1号様式）に次の書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)

(2) 運営に係る収支予算書(第3号様式)

(3) その他市長が必要と認める書類
(審査)

第6条 市長は前条の規定により提出された申請書を受理したときは、交付の適否および補助金の額について市において随時審査するものとする。ただし、予算の範囲内で行う。

(交付決定)

第7条 市長は、審査の上適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、運営団体に交付決定通知書を交付するものとする。

(事業の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けたものは、事業の内容又は経費の変更(軽微な変更を除く)を必要とする場合は、市長に変更内容を報告(第4号様式)し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた運営団体は、事業完了後30日以内、又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、実績報告書(第5号様式)に必要な書類を添付し、提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条による実績報告書を受けた場合においては、報告書等の書類の審査により、その報告に係る成果が交付決定の内容及び条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、運営団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた運営団体から適正な請求書(第6号様式)により請求があった場合には、市は請求のあった日から30日以内に運営団体に対し請求額を支払わなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、申請者が次の各号いずれかに該当するときは、交付決定の取消し若しくは補助金の額を減じ、すでに交付された補助金について返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付要件に違反したとき。
- (2) 書類の記載事項が事実と相違するとき。
- (3) 前2号のほか不正の事実が認められるとき。

(関係書類の整理等)

第13条 運営団体は、当該事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿その他関係書類を整理し、当該事業完了の日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。